

| 三木市記者発表資料 (令和3年9月28日発表) | | | |
|-------------------------|----------------------|-------|---------------------------|
| 担当部課名 | 担当長 | 担当係 | 電話番号 |
| 健康福祉部 介護保険課 | 課長 大江雅弘 (内線 2355) | 介護予防係 | 0794-82-2000 (内線 2305) |

| タイトル | |
|--|--|
| 「みつきい☆家事ヘルパー養成研修」を開催 ～介護の知識を習得して活躍しませんか～ | |
| 内 容 | |
| 兵庫県が定めた「介護予防・日常生活支援総合事業における緩和した基準によるサービスの担い手養成研修標準カリキュラム」に基づき家事ヘルパーの養成研修を行います。 | |
| 1 正式名称 | 三木市介護予防・日常生活支援総合事業における緩和した基準によるサービスの担い手養成研修 |
| 2 目 的 | 要支援1・2の方等への洗濯・掃除等の家事支援（介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス）の従事者を養成し、家事ヘルパーとして従事する人材を確保するため |
| 3 開催日時 | 11月9日（火）9時～16時30分 11月10日（水）9時～17時 ※全日程を受講していただくと、家事ヘルパーの仕事に従事していただけます。 |
| 4 開催場所 | 三木市役所 5階大会議室 |
| 5 内 容 | 介護に関する基礎知識（全12時間） |
| 6 費 用 | 1,430円（テキスト代として） |
| 7 申込期間 | 10月1日（金）～11月5日（金） |
| 8 定 員 | 30名（先着順） |
| 9 申込方法 | 窓口、郵送、電話、FAX（0794-82-5500）、メール（kaigo@city.miki.lg.jp） |
| セールスポイント | |
| この研修を受講することにより、市内ヘルパー事業所で、三木市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（緩和した基準によるサービスに限る）の家事ヘルパーとして従事することができます。（従事前には事業所へ登録が必要です） 家事ヘルパーとして就労する意思のある方が募集対象ですが、初心者向けの介護知識を学びたい方の参加も大歓迎です。 | |

資料

みっきい☆家事ヘルパー養成（兵庫県介護予防・生活支援員）研修

介護保険のヘルパー業務の一部（軽度な利用者向けの掃除や洗濯などの家事援助）のお仕事ができる方を養成します。（兵庫県共通カリキュラムです）

| 時間 | 講義内容 |
|------|------------------------------------|
| 1 時間 | 介護保険制度等の理解について |
| 3 時間 | コミュニケーションの基礎知識や留意点について |
| 2 時間 | 高齢者の尊厳等を尊重した支援の基本姿勢や成年後見制度について |
| 2 時間 | 高齢者の自立支援の考え方や利用者の生活状況にあった支援方法等について |
| 2 時間 | 老化に伴う変化や、認知症・介護予防等の基礎知識の理解について |
| 1 時間 | 医療と介護等の多職種連携、地域ケア会議等について |
| 1 時間 | 訪問型サービスの具体的な内容の理解や留意点について |

※「兵庫県介護予防・生活支援員養成研修標準カリキュラム」に準拠した内容です。

※ヘルパー資格は必要ありません。